

# 国民的民主制と指導者民主制

——ウエーバーの政治への基礎視点——

(二)

雀  
部

幸  
隆

## 目次

- 一 政治の要諦三則
- 二 現代政治の必須の条件としての民主制
- 三 国民的民主制
- 四 大衆民主主義の問題情況 (以上前号)
- 五 民主制の古典的問題情況
- 六 指導者民主制 (以上本号)
- 七 議会絶対主義への批判の視点 (次号)

## 五 民主制の古典的問題情況

### ① 古代アテナイ民主制想起の必要

ところで、民主主義は何も現代の「大衆民主主義」になつて初めて問題的様相を呈するようになつたのではない。問題はそもそも「民主主義」それ自体に原初的に内在するものであつた。そのことはすでに古代アテナイの民主主義が示したところである。むろん民主主義だけが問題をはらむわけではない。人間の作る政体は君主制であると貴族制であろうと民主制であろうと、すべて問題をはらんでいる。もともと人間それ自体が問題的存在なのであるから、それ以外にはありようがないわけである。にもかかわらず、民主主義を何かすぐれて理想の政治形態と見なし、たとえば現実の民主主義が様々に醜悪な様相を呈するのは、その民主制が遅れているからだとか未熟であるからだとか、あるいは「個の主体性」が眞の意味で確立していないからだとする、わが国によく見受けられる道徳論的な民主主義觀は、根本的な再検討を必要とする。

民主主義は何もそんなに立派で理想的な政治形態ではない、それは様々に問題的な要素を含む。これは人類がすでに古代アテナイ・デモクラシーの爛熟期に経験したことである。その経験をたとえばアリストテレスは『政治学』で理論的に総括し、J・ブルクハルトは『ギリシア文化史』でヴィヴィッドに再現した。

アリストテレスは、別稿「ウエーバーにおける国家理性の理念」（本誌第一七〇号四ページ以下）に記したように、**「民主制」**を**「国制」**の逸脱形態と見なした。**「僭主制」**を**「王制」**の、そして**「寡頭制」**を**「貴族制」**の逸脱形態と見なしたように。

アリストテレスが「君主制」、「貴族制」、「國制」(「多數制」)を「正しい國制」と呼んだゆえんのものは何であるか。それはそれらの政体がそれぞれの仕方で「全体の利益」、「公共の善」——つまり「國益」——を目指すからである。かれが「僭主制」、「寡頭制」、「民主制」を「正しい國制」の逸脱形態と見なしたのはなぜか。それはそれらの政体がそれぞれ「特殊な」利益、「一人」、「少数者」、「多数者」のそれぞれパーティキュラーな利益を追求するからである。デモクラティヤは「多数の者」の「特殊な」利益を追求する。つまり、デモクラティヤにあつては「市民」各人が「一種の僭主」なのである(ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻、筑摩書房、一九九一年、三〇一ページ\*)。

\* ブルクハルトは、「アテナイ民衆は一種の僭主であり、[ポリスの] 観覽手当金庫 [後出③の⑨参照] は、民衆の欲望を満足させるために、つねにいっぱいにさせておかねばならない民衆の私的財宝である」という Böckh, Staatshaushalt der Athener, I, S.251 の文章を引用してゐる。〔〕内は筆者。以下断りないかぎり同じ)。

これは現代の大衆民主主義の一形態としての「利益政治」に引き当てて考えてみるとよく分かるだろう。現代の「利益政治」の受益者大衆はまぎれもない「僭主」だからである。仮にその「利益政治」の受益者が運よく当該国家の現在の全国民に及んだとしても、その全国民が、過去の国民(=父祖)の成し遂げ行なつたことを、受け継ぎ生かし引き受ける観点を抜きにして、また将来の国民(=子孫)への配慮を行なう」となく、もっぱら現在の自分たちの利益(ないしそう見えるもの)の近視眼的追求を——そしてこれが「利益政治」の「利益政治」たるものである——、その場合には全国民が一人一人例外なく「僭主」なのである。そのことは、今日、「ツケを後世にまわすな、子孫にまわすな」という言い方で、多少とも人々の意識するところとなつていよう。

それゆえ「民主制」を「正しい国制」からの逸脱形態とするアリストテレスの見解が——そしてのちに見るようには、その様相を具象的に描き出したブルクハルトの古代アテナイ民主制論が——、現在の一般的な民主主義觀からすればどれほど違和感を覚えるものであるにせよ、まともに正面から受け止められなければならない。むろんそれは「民主制」を拒否したり、「反民主主義」を標榜したりするためではない。「民主制」を拒否するも何も「民主制」は現代政治の運命的条件だからである。その運命を引き受けるためにも、その条件に内在する本源的な問題性を即物的に見据える必要がある。これはウェーバーの社会科学方法論からすれば当然の要請だろう。

実際ウェーバーもまた、『古代農業事情』（第二版）や『経済と社会』（第五版）の中の「都市の類型学」等の記述を注意深く読むなら、当時のヨーロッパ古代中世史の専門研究に加え、アリストテレスやブルクハルトの古典的分析をしつかり踏まえて、その西欧史像や政治論を組み立ててみると分かる。かれの民主主義觀は、以下に見るようには、その原基的な姿においてアリストテレスやブルクハルトのそれと基本的に対応するものである。

## ② 「重装歩兵ポリス」から「民主制市民ポリス」へ

ウェーバーの『古代農業事情』（第二版）によると、古代ギリシアのポリスの国家形態は概略以下の発展経路をたどった。農耕「自由」民の共同防衛組織→「城砦王制」(das Burgenkönigtum)→「貴族制ポリス」(die Adelspolis)→「重装歩兵ポリス」(die Hoplitopolis)→「民主制市民ポリス」(die demokratische Bürgerpolis) (M.Weber, GAZSW, Tübingen 1924, S.35ff. 東洋経済新報社版『古代社会経済史』一九六五年、五七ページ。強調はウェーバー。以下断りない限り同じ)。

のうち古代アテナイの「民主制」と通常いわれるのは、最後の二つの段階のものに対応する。だが、それは通常の観点からのことであって、のちに見るようには、アリストテレスの定義からすると、「重装歩兵ポリス」は近似的には「国制」(「多数制」)に対応し、「民主制市民ポリス」が「民主制」に対応する。またブルクハルトが古代「ア

テナイ民主制」として典型的に描かれたものは、やはりウェーバーのいう「民主制市民ボリス」段階のものである。

そしてウェーバー自身、その命名の仕方、強調の仕方からも窺えるように、古代アテナイ民主制の典型を「重装歩兵ボリス」ではなく「民主制市民ボリス」に見てきた。「重装歩兵ボリス」において「民主化」が「相対的」に始まるが、しかし、そこでは「門閥支配」「貴族制」は完全に打破されてしまうわけではなく、軍事的にも政治的にもボリスの指導的的部分に「古来の権威主義的要素の残滓」( die Reste der alten autoritativen Institutionen) が、ウェーバーの別の表現では、かつての「門閥国家の権威主義的諸制度」(autoritative Institutionen des Geschlechterstaates) の要素が、残るのである (WuG, 5.Aufl., S.805. 井良誠『都市の類型学』111-115ページ、111-116ページ)。だから、かれのいう「重装歩兵ボリス」は「重装歩兵民主制」(Hoplitendemokratie) —— といつ語葉をかれも使いつて —— (ebd., S.805, S.806. 同上三一六ページ、111-110ページ) —— を基幹とする、それと「貴族制」(なまし現実にはその逸脱形態たる「寡頭制」)との混合政体である。この「重装歩兵ボリス」で始まった相対的民主化が徹底的に推し進められ、「古来の権威主義的因素の残滓」が一掃されて、「完全に貫徹された民主制」(die voll durchgeföhrte Demokratie) (ebd., S.783. 同上111-111七ページ)、「急進『民主制』の究極的概念」(der endgültige Begriff der radikalen »Demokratie«) (GAZSW, a.a.O., S.123. 前掲『古代社会経済史』111-111六ページ) がぐわあがる。かれどは「手工業者」や「小商人」等の「下層市民」をも含む「都市在住のデーモス」が「都市の政治と諸制度とを支配」—— (WuG, a.a.O., S.782, 803, 805. 『都市の類型学』111-111四ページ、三〇九ページ、111-111六ページ)、「オクロス」(crowd, mob) —— といふ言葉をウェーバーも使つて —— がボリスの最高決定機関としての「民会」の「支配権」を掌握する (GAZSW, a.a.O., S.217. 『古代社会経済史』三九五ページ)。これがウェーバーのいう「民主制市民ボリス」である。

それゆえウェーバーの「民主制市民ボリス」の政体は、古代人のいわゆる「オクロクラティヤ」(government of the mob, mob rule)、アリストテレスの「デモクラティヤ」の概念に明確に対応する。ところよりも、ウェーバーは古代人のいわゆる「オクロクラティヤ」、アリストテレスの「デモクラティヤ」を明白に意識して、かれの「民主制市民ボリス」の概念構成を行なっているのである。

当然、そのことと関連して、ウェーバーのいう「重装歩兵ボリス」は、すぐのちの注に見るよう、アリストテレスのいわゆる「<sup>ボリス</sup>国制」(「多数制」)に近似的に対応する。

ウェーバーは本稿(一)の二の②で触れたよべし、重役資格の市民なし平民への下降のうちに政治権力の「民主化」の決定的要因を見いだしたが、かれによれば、古代アテナイにおいて、「騎士的な密集方陣」(die ritterliche Phalange)方式から「軍紀厳正な重装歩兵戦闘」(der disziplinierte Hoplitenkampf)方式への軍事技術の展開とともに(WuG, 5.Aufl., S.803. 世良訳『都市の類型学』三一一ページ)、貴族＝門閥のボリス支配が「(形式的に)打破され」((formal gebrochen))、「防衛義務、したがつて政治的完全市民権」の「(相対的に)民主化された」((relativ) demokratisiert)「重装歩兵ボリス」が出現する(GAZSW, a.a.O., S.40. 前掲『古代社会経済史』六五ページ以下)。

\*　このウェーバーの認識はアリストテレスの『政治学』第四卷第一四章のつぎの記述に照應する。ギリシャ人の間では、王制後の最初の国制では、国民権は戦争をする人々に授けられたが、初めのうちは騎兵に限られていた(それは戦争における力と優越とは騎兵にかかっていたからである、というのは重装歩兵隊は戦闘隊形を組まなければ役に立たないが、昔の人々の間にはそのようなことにに関する経験も規則も存しなかつたので、そのために戦力は騎兵にかかっていたからである)、しかし國の人々が増加して重甲武装を有する人々が一層強力になつて来た時に、一層多くの人々に国民権が授けられるに至つた。それゆえ今日われわれが「国制」と呼んでいるものを、以前の人々は民主制と呼んでいた。(岩波書店版『アリストテレス

全集】第一五卷一七九四—。 Cf. E.Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books, p.311.)

」のポリスの中核市民層は、重装歩兵としての「武装自弁」の能力をもち、常時戦闘に参加する経済的時間的余裕を有する、したがつて小規模の土地と「繁栄家畜」、若干名の奴隸を所有する、「農耕市民層」(Ackerbürgerschaft)である (Weber, GAZSW, ebd. ウェーバー『古代社会経済史』六六ページ)。

かれらが「政治的な完全市民」に上昇し、「防衛義務」の中核を担うようになるのは、ほぼ「ソロンの改革」以降（前五九四年以降）であり、決定的には「マラトンの戦い」（前四九〇年）以後の「」とに属する（筑摩書房版ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一卷一九三、一九八、三〇〇ページ）。かれらはポリスの最高決定機関としての「民会」に出席する資格をもち、その「民会」に議案を発議する権限をもつた「評議会」議員を選挙する権利をもつ。ただし「評議員」の被選挙権およびポリス最高の官職たる「アルコン」（執政官）職就任資格等は、門閥（貴族）に独占的に留保される（同上二九三ページ）。

したがつてウェーバーの「重装歩兵ポリス」は「門閥国家の權威主義的諸制度」を残した、「重装歩兵民主制」基幹の、「重装歩兵民主制」と「貴族制」ないし（実際にはその逸脱形態たる）「寡頭制」との混合政体を内実とするものである\*。そこでは、アリストテレスの表現を借りれば、「例えば戦争や平和や役人の執務報告審査などに関しては、凡ての人々が」——つまり「国民権」＝「政治的完全市民権」を有する「凡ての人々」である（引用者）——「決定権をもつ」が、「しかし、或る」こととは選挙された役人が、他の或る「」もは籤に当たった役人が決定」し、また「或る」ことは兩者が一緒になつて決定するのである（『政治学』同上一八二ページ。ブルクハルトによれば、そこの「選挙」は「貴族制的」なものと考えられている。前掲書二五四ページ）。

\* アリストテレスも述べている。「[国制]——実体的にはウェーバーのいう「重装歩兵ポリス」が近似的にそれに対応する（引用者）——とは端的に言えば、寡頭制と民主制との混合である。しかしこれらの混合された国制のうち人々は民主制の方へ一層傾いているものを『国制』と呼び、寡頭制の方へ一層傾いているものを貴族制と呼ぶのを習ふとしている。」（『政治学』同上二六五ページ）。

ところが古代ギリシアの「もっとも富裕な諸都市」（Weber, GAzSW, aaO., S.125. ウェーバー『古代社会経済史』前掲二三〇〇ページ）なかんづくアテナイにおいて、積極的な海外膨張政策が推進され（WuG, 5Aufl., S.809. 『都市の類型学』三四四ページ）、「軍事勢力の重点が海軍戦力に移」り、「重装歩兵軍の軍事的意義が消滅する」とともに、「アッティカ民主制の最終状態」つまり「民主制市民ポリス」が出現する（ebd., S.782, 805. 同上二三四、三一六ページ）。その画期は、アテナイにあつては、前四八〇年のサラミスの海戦（アリストテレス『政治学』二〇五ページ、ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻三〇〇ページ）、決定的には前四四七年の対ボイオティヤ戦争におけるコロネイアの敗戦（Weber, WuG, S.805. ウェーバー『都市の類型学』三一六ページ）である。

この「民主制市民ポリス」においては、「防衛義務したがつてまた完全市民権は土地所有から解放され」、「艦隊勤務・・・の資格をそなえた（海港都市の）すべての者、つまりおよそ市民たるすべての者にたいして国家官職就任資格が与えられる」（Weber, GAzSW, S.40. ウェーバー『古代社会経済史』六六ページ）。なぜなら「艦隊勤務」は「武装自弁のための費用をほとんど必要としない」からである（ebd. 同上）。もはや「厳格な軍事訓練も怠られるようになり、古来の権威主義的諸制度の遺物も廢止されて、都市在住のデーモスが、いまや都市の政治と諸制度とを支配するにいたつた」（Weber, WuG, S.805. ウェーバー『都市の類型学』三一六ページ）。アリストテレスも述べている。「そして今度は水夫として勤めた大衆がサラミス海戦の勝利の、そしてこの勝利を通じて海上勢力による霸權の原因となつ

たので、民主制を一段と強化した。」(『政治学』110五ページ)こうして「水夫と漕手と舵手に」権力が移った(ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻110一ページ、原注9)。

そしてこの民衆は、生活費の相当部分を「海戦戦利品」(See kriegsbeute)に依存していたため——そのことによつてかれらは當時戦闘に参加するための「経済的余裕」(Abkömmlichkeit)を獲得したし、またかれらは「失うべき何物をも持たなかつた」——、積極的な「戦争賛成勢力」となり、アテナイの「エジプトやシチリヤにたいする……ほとんど空想的とも思えるほどの対外膨脹政策」、つまりアテナイ帝国主義の担い手となつたのである(Weber, WuG, S.803, 809. ウェーバー「都市の類型学」三〇九ページ以下、三三四ページ)。民衆は、古来、その機会と可能性とが与えられれば、しばしば「帝国主義」や「利益政治」の社会的基盤、担い手となりうるのである。ウェーバーが『經濟と社會』第二部第八章第四節で(かれの時代の)「帝国主義的資本主義」の「利害関係者」としての大衆に言及したとき(拙稿「ウェーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期のかれの戦争目的論を中心に」福山女学園大学研究論集第二十九号「社会科学篇」110ページを参照)、その言及は、第一次大戦当時のドイツや交戦諸国の民衆の動向にたいするかれの実体験に裏付けられたものであると同時に、古代アテナイや古代ローマその他の歴史の教訓から、かれが学んだ結果でもあつたはずである。

### ③ 爛熟期アテナイ民主制の問題情況

ブルクハルトによれば、爛熟期アテナイにおいておよそ不可能なことは、「少数者による統治を万人のための自由と結び付けた制度の採用、被治者の権利の平等を前提とする寡頭政治、すなわちトゥキディデスの言う『同権的寡頭政治』」であった(ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻、前掲二九七ページ)。アテナイ市民たちは「市民の平等を政治的不平等と結び付けることが決してでき」ず、すべての市民が同時に「投票に参加」し、「裁判官」と

なり、「市当局者」とならなければ收まりがつかなかつた（同上二九七ページ以下）。

(a) 統治の全分野への市民の進出と官職の輪番・抽籤制 先にも見たとおり、ウェーバーのいわゆる「重装歩兵、ボリス」段階では、<sup>デーモス</sup>市民には「民会」出席資格と「評議員」選挙権とが与えられたが、「評議員」および「アルコン」（執政官）職を始めとする重要な官職の被選出資格は「門閥」に留保されていた。だが「民主制市民ボリス」段階になると、「民会」出席資格をもつ市民の範囲と数とが飛躍的に増大するとともに、「評議会」選出やその他の官職の任命にも、選挙に代わって「抽籤制」が導入され、評議員その他の官職の門閥独占が崩壊した（ブルクハルト、同上二九四、三五四ページ。Weber, GAZSW, S.40. ウェーバー『古代社会経済史』六六ページ）。もとよりウェーバーも言うように、「およそ市民たるすべての者にたいして国家官職就任資格を与える」というこの「傾向」が必ずしもあらゆる「資格範疇の官職 Amtsqualifikationen」に関して字義どおり貫徹されたわけではないが、しかしその「傾向」が明瞭に看取られたことは確かである（Weber, ebd. ウェーバー、同上）。

(b) 「人民決議」の「法律」にたいする優位 そして市民は「評議会」の予備協議をも「自分の気に入る限りにおいてしか考慮せ」ず、その時々の判断、いや「氣分」にしたがつて「民会」で次々と「政令」＝「人民決議」を発布し、その「政令」＝「人民決議」が「至高の価値」をもつにいたつた（ブルクハルト、前掲三一五ページ）。これはアリストテレスの言う「法律ではなく、民会の政令が至高のもの」となる「民主制」であり、「僭主」の「命令」の代わりに「民衆」の「命令」（政令）が支配する多数者の「專制」である（アリストテレス『政治学』一五九ページ以下、ブルクハルト同上三五三ページ以下）。ウェーバーも『都市の類型学』で述べている。「アテナイでは最後には民衆にたいして毎年既存の諸法律の存続・変更の当否が問われるまでになつた。いまや現行法はいわば人為的に（künstlich）制定されうるものであり、また制定されねばならず、しかもその適用を受けるべき者の同意にもとづく、といふ」

とが全く自明の、」などと解されるようになつたのである。」(WuG, 5. Aufl., S.782. 「都市の類型学」1115ページ以下。強調は引用者)これは今日風にいえば「民意の尊重」を極大化する」とからする当然の帰結だろう。しかし、それでは「法」の普遍性と安定性、恒常性は失われてしまつ。だからアリストテレスは、「法律」に優位する「人民決議」<sup>ブセフ・スマ</sup>の支配する「民主制」を、その時々の多数者たる「民衆」<sup>デーナイ</sup>の「專制」としたのである。

(c) 「十人将軍制」 さて、アテナイの民衆は民会で投票権をもつだけでなく、同時にみずから「裁判官」でもあり「市当局者」でもなければ気がすまなかつた。しかもその役職は「抽籤制」が原則で、「選挙」による任命は「貴族制的」なものとして避けられた(ブルクハルト、前掲三五四ページ)。さすがに軍指揮官の任命だけは別で、その任命にあたつては「選挙」制が採用されたが、しかし「個人の力を優勢にさせないために」、軍の指揮権は(各「部族」<sup>シティ</sup>)「毎年」選ばれる「十人の將軍」に委ねられた。かれらは各自の属する「部族」の部隊の指揮に当たると同時に、「一年交替」でアテナイの「最高指揮官」の職務を担当した(同上二九八ページ)。このシステムは、前四〇五年にアテナイがアイゴスボタモイの海戦で「ただ一人の指揮のもとにあつた」スバルタ軍に大敗する一因となつた(同上)。のちにマケドニア王ピリッポス二世はアテナイの「十人將軍制」について次のように揶揄したといふ。「毎年將軍として選ぶべき人が十人もいるアテナイの人たちは幸福だ! 私は長年にわたつてただ一人しか、つまりパルメニオンしか見つけられなかつた。」(同上三〇〇ページ、原注3)

(d) 官職輪番制による統治業務の混乱 その他の一時的ないし恒常的官職や諸種の委員会はデーモスが籤によつて交替でそれを引き受けた(同上三〇九ページ)。ウェーバーも『都市の類型学』に記している。「市民は、民会、陪審員勤務、評議会議員としての勤務、輪番制の官職勤務、とりわけ出征……によつて忙殺されていた」、そうした状態は文明史上「あとにも先にも例のないほどの規模に達した」と(Weber, WuG, 5. Aufl., S.810. ウェーバー『都市の類

型学」三三五ページ)。そしてかれらが「戦争、資金の調達、都市や同盟諸国における現行の日常業務、貢税の徵収、兵器廠や神殿の維持」等に関する「ありとあらゆる決定を際限なく独占した結果生じた大量の事務仕事」は、当然のことながら「非常な混乱を招かざるをえなかつた」(ブルクハルト、前掲三〇九ページ以下、四二七ページ)。そこで人々はかれらのほかに常時実務を担当する諸種の「書記」を雇うこととしたが、その結果、「市民」たちが、國務の実際の遂行に関して、しばしば「国有奴隸」から徵募されたこれらの「書記」たちに依存せざるをえなくなつたのはいうまでもない(同上三一〇ページ)。

(e) 市民への「官職諸手当」・「觀覽手当」の支給 ところで、普通なら「経済的余裕のない」デーモスが常時(海戦・遠征用の)「三段櫓船」に乗り組み、「民会」や「民衆法廷」に出席し——最盛期のアテナイは同盟諸国の法的諸事件も裁いたから、「市民」の約三分の一が何日にもわたりて法廷に出席したという——、輪番で多種多様の諸役に就任するためには、「戦時手当」や「民会手当」、「法廷手当」その他、それに見合った様々な「役職手当」が必要である。それに、一つにはポリスの結束のため、一つには民衆の気晴らしのため、祝典や競技の開催、公的会食、観劇の行事を欠かせるわけにはいかず、これらの祭礼・行事・観劇への参加を保障するため、膨大な「觀覽手当」<sup>〔テオリコン〕</sup>が民衆に支給された。これら「諸手当」は「絶対侵すべからざる聖域」と見なされ、やがてアテナイ国家は、資金逼迫のため、「勝てる戦争をもいくつも失つた」とされる(ブルクハルト、同上三〇一ページ以下)。

(f) 有産市民の「公共奉仕」義務 むろんこれら「諸手当」の支給のためには、それを負担する者がいなくてはならない。その負担者はまず第一に海外植民地やアテナイの覇権下にある諸国家の住民であり(同上三〇四ページ)、第二に国内の富裕市民や資産家であった。後者はそれ自体多額の税負担に任ざるだけなく、「三段櫻船儀装義務」をはじめ、下層市民の軍装費用や埋送費用・かれらの娘たちの結婚費用にたいする負担、祭祀・祝祭・演劇用合唱

隊費用の負担、体育行事や闘技の費用負担、遠隔聖所への祭典使節派遣費用の負担、さらには「部族」や「地区」の朋輩にたいする饗應等々、ポリスや一般市民にたいする多種多様の「公共奉仕」に応じなければならなかつた(同上三一四ページ以後)。Vgl. auch Weber, WuG, 5. Aufl., S.810. ウェーバー『都市の類型学』三三五ページ)。やむなれば、かれらは「あたかもアテナイ人たちの財産を盗みでもしたかのように」民衆法廷に告発され、財産没収の憂き目に遭うことを恐れなければならなかつたのである(ブルクハルト前掲三一六ページ以下)。

## (g) 「陶片追放」

アリストテレスのいわゆる「民衆の專制」は「陶片追放」に極まる。この制度は「僭主制を永遠に追放する」という名目のもとに導入されたものだが、これは毎冬評議会が「ある市民を追放すべき理由があるか否か」を民衆に問うものであった。追放賛成票「六千票以上」に達した者は「十年間、少なくとも五年間」国外追放の処分を受けた。もちろん当時の「国外追放」=法外放置は死の危険をともなう(ブルクハルト、同上二一九八ページ以下。Vgl. Weber, aa.O., S.812. ウェーバー『都市の類型学』三四〇ページ)。ブルタルコスは前四一七年のアリストテイデース追放に関して述べている。「それに民衆もその頃になると勝利に乗つて氣位が高くなり自分たちが非常に偉いものだと思ひ上がって、一般の人よりも高い榮誉を示す名称に反感を抱いていた。・・・陶片投票は邪惡にたいする懲罰ではなくて、威望や重すぎる権力を引き下げて打ち碎くことの体裁のいい名前であった。云々」(岩波文庫版河野与一訳『ブルターグ英雄伝』第五卷一六ページ)後年ソクラテスはアテナイ市民たちによつて死刑に処せられだし、高齢のアリストテレスもまた「瀕死」のかどで告訴され、カルキスに逃れてマケドニアの保護を受けた(ブルクハルト、前掲三三三一ページ)。

(h) デマ「コーグの跋扈と利益政治の横行 こうした「民衆の專制」には、無数の「煽動政治家」や「讒告者」たちの教唆・煽動・密告があざかつて大きな力があつた」とはいうまでもない(ブルクハルト、同上三三五ページ以下)。

また民衆の「民会」参加や「法廷」参加、輪番の「官職」遂行にさいしては、そうした煽動・密告と不可分の形で、大小無数の買収、供應、贈収賄が行なわれた（同上二二五ページ以下、三三二七ページ以下）。要するに民衆が「政治」にかかる機会が増えれば増えるほど、それだけかれらが金銭で汚染される機会も増えるのである。すでに別の機会に触れたように、ウエーバーは、「新秩序ドイツの議会と政府」ほか晩年の政治評論において、「直接的な国民立法」と「直接的な国民選挙による公務員の任命」などというエルフルト綱領（一八九一年）いらいのドイツ社会民主党の直接民主制への綱領的要求を批判して、いまでも通常の議会選挙には大変な金がかかり政党の資金面での「利害関係者」への依存は相当なものであるのに、もしそうした法案にたいする「国民投票」と公務員の「国民選挙」との「排他的支配」が行なわれるなら、「金力に物言わせた利害関係者たちの権力」と「かれらに資金を仰ぐデマゴーグ集団の無軌道な跳梁ぶり」とはもはや手の付けられない規模に達するだろうと警告したが、その警告は、右の爛熟期アテナイ民主制の経験を踏まえてなされたものでもあつたろう（MWG I/15, S.54f.『政治論集』四三四ページ以下。拙稿「ウエーバーの国家」「アンシュタルト」論と「民主主義」イデオロギー批判）本誌一七一号九一ページ以下）。

(i) ブルクハルトの診断 こうして爛熟期アテナイの「市民」たちが年がら年中総発情状態にあるかのように各種の「政治参加」に血道を挙げ、不斷の「告訴」にふけるのは、時として正当な事由があつたにせよ、やはり「一種の病気」であった。しかもそれは「不治の病いたらざるをえない病気」であった。なぜなら「人々はそれを健康のしるしと考へていたから」である（ブルクハルト前掲二二八ページ）。アリストパネスも喜劇『鳥』でエウエルピデスに次のように言わせていく。「あんな(暗)蝉でもが、枝葉の上で歌うのはせいぜい一、二カ月だけというのに、アテナイ人は一生のあいだ公事の訴訟ので歌い暮らそつてんですものね、云々。」（人文書院版『ギリシア喜劇全集』第一卷四四三ページ）

アリストパネスやブルクハルトに付け加えて、われわれはさらに「言うことができるだろう。この病気は同時に「欲望ナチュラリズム」という病いを併発するものでもあつた、全般的な「政治参加」という「政治病」が民衆をとらえるとき、それは現実には「欲望ナチュラリズム」への民衆の「総汚染」をも結果するのである、と。

(ii) バジヨットの民主主義評

この「完全に貫徹された民主制」「急進『民主制』の究極的概念」(ウェーバー、前掲)

については、多分ウォルター・バジヨットの次の言葉が当てはまるだろう。「民衆の言論機関は、民衆に迎合的な議論ばかりをする。そしてそれ以外の言論機関は、事実上その意見を民衆の耳に入れることができない。民衆は、自分自身に対する批判を決して聞こうとはしない。民衆が追放した教養ある少数者が、民衆の統治に比べて、一段と立派に、また賢明に統治していたことを、だれも民衆に教えようとはしない。民主主義は、恐ろしい破滅を味わわないかぎり、民主主義の打ち負かした体制へ復帰しようとはしない。なぜなら、そうすることは、みずからが劣つていてることを容認することになるからである。民主主義は、ほとんど耐えがたい不幸を体験しないと、みずからが劣つていることを決して信じないのである。」(『イギリス憲政論』第八章末尾、中央公論社版『世界の名著』第六〇巻二八三ページ。強調は原文)

**【補説】ウェーバーの「貴族制」効用論**

こうした爛熟期アテナイ民主制への批判から、アリストテレスは、現実には「寡頭制と民主制との混合」政体としての、しかも後者に「一層傾いた」政体たる、「<sup>ボリティヤ</sup>國制」をもつて、相対的に望ましい国制と考えた(『政治学』同上一六五ページ)。すでに指摘したように、後世ポリビュオスやカルヴァンなどもその見解を踏襲した拙稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」(本誌第一七〇号六ページ)。とくにカルヴァンは、『キリスト教綱要』最終版第四篇第二〇章「政

治的統治について」において、「統治様式」は当該政治体の置かれた歴史的地政学的諸条件に応じてどれが良いとは概に言えないけれども、それでも一般的な理想を述べることが許されるなら、自分としては「市民政治と境を接したような貴族政治」、ないしは「『貴族政治』と『市民政治』とを適度に調和したもの」が、「他のすべての体制よりもはるかにすぐれたもの」と考へる、とした（新教出版社版渡邊信夫訳『キリスト教綱要』IV／21三九ページ以下）。

カルヴァンの場合には、かれの活躍したジュネーヴの都市国家の性格からして、おのずと「共和政体」が前面に出てくるが、「君主制」を維持する近代のイギリスやドイツにおいては、前者についてはボーリングブルクやE・バーグに、後者についてはH・W・A・V・ガーゲルンやF・C・ダールマンらドイツの初期自由主義者たちに典型的に見られるように、「君主制」と「貴族制」と（穏健な）「民主制」との「混合政体」が相対的に望ましい、あるいは相対的に理想的な国制と見なされた。ダールマンによれば、「大国の統治形態は、永続性を保つためには、同質的なものでなく、異質の・・・諸要素から構成されねばならない」のである（Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 5. Aufl., Duncker & Humblot, 1970, S.202ff. みすず書房版カール・シュミット『憲法論』111八ページ以下）。

ウェーバーの国制論も、基本的にはこうしたアリストテレス以来の「混合政体論」の系譜を踏襲するものである。その点はかれの「君主制」支持論のほか（本誌第一七二号所収の拙稿「ウェーバーの君主制論」参照）、以下に紹介するかれの「貴族制」効用論を見ればよく分かる。ウェーバーは、「貴族制」の肯定的側面を、逆説的ながら、普通選挙制の理論的根拠づけを最大の課題の一つとした「ドイツにおける選挙法と民主主義」（一九一七年一一月）で解明した。

### ① 国民の精神文化に及ぼす貴族制の影響

かれによれば「貴族制」は、なによりもまず一般的に国民精神の在り方に大きな感化を及ぼすものである。「貴族

「制」はそれが「本物」であるかぎり (eine echte Aristokratie)、「国民全体のあいだに良くその高邁な理想にたいする感受性と志向性とを喚起する」とができる。なぜなら「平民層は貴族の挙措振舞 (Geste) を真似るものだから」である (MWG I/15, S.374. 『政治論集』二八九ページ)。それと関連してウェーバーは、「本物の貴族制」は国民の間に「良き趣味」を養うのに貢献するが、その育成は政治の観点からも決して軽視されるべきものでない」とを強調する。「高度の趣味の育成に最もふさわしいのは何と言つても堅く結束して自信に満ちた古くからの貴族制だが、その伝統を模範として踏襲する民主制も、貴族制に劣らずそれに好適な条件を生み出しができる。そしてこの良き趣味の育成は純粹に国政上の観点からしても決して蔑ろにはできない事柄である。事実、フランスが今日世界中で獲得している威信は、この国が過去の貴族主義の時代からずっと守り続けてきた文化遺産……に負うところが極めて大きいのである。云々」 (Ebd. S.375f. 同上二九一ページ)

## ② 「政治指導者」の供給源としての「貴族制」

ウェーバーが「貴族制」の直接の政治的効用として挙げる第一の事柄は、かれに特徴的のことだが、「政治指導者」の潜在的プールとしてのその役割である。「眞の貴族制は、その搖るぎない伝統、社会的に広いパースペクティヴの保持といった長所を、さらに『少数』の利点と結びつけて生かすことにより、国の指導者として政治的に高い価値のある成果を収める」とできる。(MWG I/15, S.374. 『政治論集』二八九ページ。[「少数」の利点]については、本稿(一)の二の導入部分を参照。)

その点では世襲の大貴族層の存在がとくに重要だとウェーバーは言う。なぜなら、世襲の大貴族は、もともと自己の大規模な所領で経営管理の予備訓練を受け、また領主としてのその地位からして支配の業務に日頃から慣れ親しんでいるため、一国の政治の舵取りにも比較的容易に習熟することができるからである (ebd., S.380f. 同上二九六ページ)

シ)。かれらは「外面的」にも「内面的」にも「経済的にゆとりがあり」(ökonomisch abkömmlich)、いつでも「政治的に挺身する」とができる。かれらの間では「貴族たるものは、国家のために(für den Staat)生きねばならない」という格率——いわゆる noblesse oblige——きねばならず、国家によつて(von ihm)生きるものであつてはならぬ」という格率——いわゆる noblesse oblige——が妥当する(ebd., S.376. 同上二九一ページ以下)。「こうした領主層はイギリスに存在したし、またかれらは古代ローマの元老院貴族の中核をなす存在でもあつた。だから、これらの領主層が、国政上、他の何ものによつても換えがたい政治的伝統と政治的修練との体現者であり、並びなき政治的調整の担い手である」とは、疑いを容れない。(Ebd., S.381. 同上二九六ページ)

### ③ クールな政治

ウェーバーは「情緒的要因」に左右されやすい大衆民主制の危険に極めて敏感であつたが、それとの対比において、かれは貴族制的統治の相対的にクールな性格を指摘する。「政治的伝統を持つた貴族制の支配は、民主制の支配形態と比べて、国政上、情緒的要因に左右されることが比較的少ない点で、すぐれている。つまり貴族制下の国の政治の舵取りは、民主制下の国のそれと比べ、平均的に見て比較的冷静な頭脳によつて行なわれることが多いのである。」「だが、こうした冷静な頭脳は、徹頭徹尾、意識的に培われた一定の生活態度の所産であり、だからまた「貴族の」「面目」(Contenance)を保つよう不斷の薰陶を受け自らもそれに励む、自覺的な生活當為の所産である。ふつう貴族制は無言の取り引きの才に秀でているが、それは民主制下の大衆や現代の非議会制的君主制の君主[ヴィルヘルム二世やニコライ二世]……には到底期待できない代物である。」(A.a.O., S.374. 前掲書一八九ページ以下。ただししみず書房版のこの邦訳書は、ウェーバーの貴族主義評価の文脈に当惑しての「とか、右に筆者が「貴族制の支配が……情緒的要因に左右される」とが比較的少ない」[傍点筆者]と訳した所を、「比較的に少なくない」[傍点筆者]と正反対に誤訳している。)

#### (4) 政治的節操の問題

最後にウェーバーは、「貴族制」の相対的な非情緒的性格との関連で、政治的には「その日暮らし」の大衆と比較した場合の、貴族ないしはそれに準ずる「資産家」の「政治的節操」面での相対的堅固さを指摘する。

「社会民主党党内でのパウル・ジンガーの重要性とかれの地位とは……かれの資産によるところが大きかった。かれはその資産のゆえに党によつて生きる必要がなく、党のために生きる」とができたのである。」「政治的節操」はどうやらかといえば「資産のある人間」の方がそれを保ちやすい。「これはいかなる道徳主義 (kein Moralismus) をもつてしても変える」とのできない」命題である (a.a.O., S.379. 同上二九五ページ)。「己の生存のため日々格闘している無産の大衆は、こうした心配のない有産者の『冷静な頭脳』よりも、政治におけるあらゆる情緒的動機、つまり激情と煽情的性質を帯びたその時々の衝動などから離れやすい。それゆえ、ほかならぬ民主主義諸政党が、純粹に個人的信念から政治の仕事に専念できる経済的に安定した人々にも党の指導的地位を提供し、それによつてこうした無産大衆の影響にたいするある種の対抗力をそなえることは、ぜひとも望ましい」とと思われる。」 (Ebd., S.379f. 同上) 「政治的節操」と冷静な思慮とは、他の事情が同じだとすれば……資産のある人間の方により多く見いだされるものである。……かれらもまた政治的な仕事、しかも民主主義的な政党政治の仕事に加わつてくるかどうかは、将来の重大問題である。」 (Ebd., S.380. 同上)

#### (5) 「平民」の国としてのドイツ

だがウェーバーによれば、残念ながらドイツには「十分な広がりをもち政治的伝統を有する貴族制は存在しない」 (ebd., S.386. 同上二九〇一ページ)。ドイツ人は基本的には「平民の民族」 (*ein Plebejenvolk*) なのである (ebd., S.388. 同上二九〇四ページ)。

当時のドイツ帝国の霸権的邦はプロイセンである。そのプロイセンにおいてかつての農場領主の系譜を引くウンカーハーは、右にウエーバーの言う意味では「貴族」ではない。かれの言う意味での「貴族」たるためには、その者たちは「国家によつて（*vom Staat*）生きる」のではなく「国家のために（*für den Staat*）生き」ねばならず、したがつていつでも「政治目的に挺身する」（）とができるように「経済的にゆとり」（*ökonomisch abkömmlich*）がなくてはならない（）の「ゆとり」はもちろん時間的精神的な「ゆとり」である）。しかしにユンカーハーは、かつてはともかく、いまでは——南北アメリカ、ロシアからの安価な穀物のヨーロッパへの大量流入をきつかけとする一九世紀末農業恐慌いらい——「経済的に生きるか死ぬかの生存闘争」に追い込まれ（〔国民国家と経済政策〕 MWG I/4, 2.Hälfte, S.567。『政治論集』五六ページ以下）、「経済的には農業企業家の仕事と利害闘争——工場主のそれと同様の容赦のない社会経済的利害闘争——とに従事する企業家」である（〔ドイツにおける選挙法と民主主義〕 MWG I/15, S.381。同上二九七ページ。だから「企業家」もまた資産はあってもウエーバー的には<sup>ダーネバーハル</sup>*ökonomisch abkömmlich*ではないのである）。しかもユンカーハーは一九世紀末いら高率の農業保護関税なしには経営が成り立たず、第一次大戦敗戦後にはその経済的政治的没落傾向は加速する。だからかれらは到底「国家のために」生きる存在ではなく、文字どおり「国家によつて」生きる存在と成り果てたのであつた（この受益者集団化＝*Klient*化したウンカーハーは、やがて別稿で見るよう、ワイマル末期にただでさえ山積する難問をかかえて呻吟する共和国政府にたいして「東部救済」問題という難題を突き付けることとなる。ブリューニンク政権もシユライヒヤー政権も直接にはこの問題でつまづいて崩壊するのである）。

こんな階層を「貴族」と言いくるめるなら」すべてが「偽物」になる、とウエーバーは言う。そしてかれはこのウンカーハーの——「その内的本性からして決して紳士的でもなければ『貴族的』でもなく、徹頭徹尾平民的な」——風習を模倣した「名士の会」や「予備役将校」、その予備門としてのドイツの「学生組合」の習律を——かれ自身も

若気の至りで経験した」とある「決闘」の習律をも含めて——厳しく論難する。そんなものはすべて所詮はその「資格」もないのに「貴族の役を演じたい」という徒な願望に根ざした「成り上がり者の相貌」(*eine Parvenüephysiognomie*)にすぎない、と。かれによれば、本物の貴族主義は民主化可能だが、似而非貴族主義は民主化でもないばかりか、鼻持ちならぬ醜悪物に転化せざるをえないものである (*ebd.*, S.381ff. 同上二九六ページ以下)。

ともあれ、ウェーバーの見るところでは、ドイツには「十分な広がりと政治的伝統とを有する貴族制」が存在せず、ドイツは基本的には「平民」の国——「あるいはそう言った方が耳障りが良いと言うのなら」、「市民」の国——である (*ebd.*, S.388. 同上二九〇四ページ)。そして、この「平民民族」ないし「市民的民族」に徹すゝむことによつてこそ——とかれは続けていふ——、ドイツ人は眞の「ドイツ特有の作法」(*eine spezifisch "deutsche Form"*)を生み出すことができるのである (*ebd.*, S.386. 同上二九〇一ページ)。

こうしたかれの主張を念頭におくなら、次節に見るかれの「指導者民主制」論も、かつて貴族層が果たした政治的機能の担い手を、眞の貴族制の伝統を欠くドイツで、しかも大衆民主主義の条件のもとで、いかにして作り出しえて行くかを考えようとするものだつた、といえるだろう。

ウェーバーは、『職業としての政治』の終結部分で、本物の政治家の備えるべき徳目として、情熱、責任感、冷静な判断力の三つを挙げたが、これらの政治的徳性は、何百年もの間、~~これまで~~まことに種類の「貴族制」、その最良の代表者たちによって担われ、育まってきた。そして、こうした徳性を生み出し維持するために、永年の「貴族制」の政治的伝統の中で、独特の身分的名譽観念が培養され、その名譽観念に照らした他律的自律的修練、身分組織内部での優秀な者の独特的の選抜方式が培われてきた。こうした「貴族制」の「政治指導者選抜システム」に何を代置するか、これがかれの「指導者民主制」論の眼目だつたように思われる。

## 六 指導者民主制

### ① 「指導者民主制」の「コンセプト

以上、ややくわしく見てきたように、「民主制」は、現代の大衆民主主義の形態をとるものであろうと、古典古代のアテナイ民主主義の形態をとるものであろうと、「オクロクラティヤ」に墮す危険を内包するものであつた。その形態は、街頭民主主義、人民投票的民主主義、官職輪番制、無制約な行政公開、民衆裁判、利益政治等々と、種々様々である。また「オクロクラティヤ」への転化は、ある意味では「民主制」の「理念」に内在するものとさえいえる。なぜなら、その「理念」とは、治者と被治者との「同一性」の追求であり、「民意」の尊重、というよりも神格化（「民の声は神の声」）であり、統治業務への最大多数の民衆の最大参加だからである。つまり、通常「直接民主主義」と呼ばれるものが「民主制」本来の「理念」なのである。そして「直接民主主義」は、じくろーカルな政治体のそれを別にすれば、結局のところ「大衆民主主義」である。その点は爛熟期アテナイの「民主制」を見れば一目瞭然だろう。それゆえ「民主制」に内在する「理念」の無制御な極大追求がなされるなら——ウエーバーはそれを「完全に貫徹された民主制」「急進『民主制』の究極的概念」と呼んだ——、「民主制」は容易に「オクロクラティヤ」に転化しうるし、実際また歴史上転化した（なお治者と被治者との「同一性」の文字どおりの実現が不可能なゆえんについては、拙稿「民主制の二つの概念」本誌第一五五号、一九九四年三月、一九一ページ以下を参照されたい）。

だが、いずれにしても、「民主制」は現代政治の必須の条件、運命的条件である。だとすれば、現代政治の運営にあたつては、「民主制」に轡をはめ、<sup>ナハーナル</sup>國益優先、國家の *Regierbarkeit* 重視の觀点から、この政治における根底

的な「大価値の実現に向けて、「民主制」を効果的に統御し領導する以外に手だてはないだろう。かつてはアリストテレスいらい、その統御・領導の方策として「貴族制」（ないし「寡頭制」）と「民主制」との混合政体が考えられたものだが、またウエーバー自身、「貴族制」の効用を認めるのにやぶさかではないけれども、しかし、一つには現代社会の一般的条件からして「貴族制」は衰退の一途をたどる運命にあり、また一つには、ウエーバーの見ると、ドイツにはそもそも「十分な広がりをもち政治的伝統を有する貴族制」が存在しない」とから（前節末の【補説】参照）、かれは、以下に見るようく、真に実効的な「議会制」の確立によって「民主制」の統御・領導をはかるうとしたのである。

「実効的」という意味は、あらかじめ要約していえば、当該の議会が、国政上それにふさわしい権力と権威とを備えた議会でなくてはならず（MWG I/15, S.450。「新秩序ドイツの議会と政府」『政治論集』三四九ページ以下。以下引照にさいしては「新秩序ドイツの議会と政府」はたんに「議会と政府」と略記する）、他方では統治府にたいして単に被治者の不満をぶつけるだけの議会であつたり、だからまた単に「おしゃべりするだけの議会」（ein redendes Parlament）（「ホガティヴ政治」の議会、「指導者不在の議会主義」Führerloser Parlamentarismus）であつたりするのでなく（ebd., S.486, S.49f. 『政治論集』三八三、「九四ページ。WuG, 5. Aufl., S.162. 『支配の社会学』一五八ページ）、國家の政治指導を統治府とともに「共同で規定する」（mitbestimmen）「活動的議会」（ein arbeitendes Parlament）としてみずからの内部や「政治指導者」を選抜淘汰し、その内部から「政治指導者」を輩出させる能力をもつた議会でなくてならない（MWG I/15, S.486. 『政治論集』三八三ページ）、という意味である。いふしたいわけ（指導者議会制）のシステムに組み込まれ、それによって統御され統率された民主制、その意味での「秩序ある民主制」（eine geordnete Demokratie）（ebd., S.538. 『政治論集』四二二九ページ）これがウエーバーのいう「指導者民主制」（Führer-Demokratie）であつた（WuG, 5. Aufl., S.156f. 『支配

の諸類型」(四〇ページ以下)、MWG I/17, S.224. 「職業としての政治」、「政治論集」五九四ページ。以下引照にむかひては『職業としての政治』はたんに『政治』と略記する)。

## ② 政治と行政

(a) 全般的官僚制化の時代としての現代 ウエーバーを知る者には周知の命題だが、「現代政治」とりわけ「日々の行政」において「決定的役割を演ずる」のは、「議会の演説」でもなければ「君主の宣言」でもなく、「官僚制」である (MWG I/15, S.450. 『政治論集』三五〇ページ)。官僚制はとりわけドイツで著しい発展を遂げ<sup>\*</sup>、その長所・弊害もとりわけドイツで著しいけれども、しかし、第一次大戦を画期として、官僚制は欧米先進諸国で国家や企業ばかり<sup>\*\*</sup>、政党・教会・大学等の近代諸組織の經營をも捉える支配的な「生活形態」となつた。現代はウエーバーによれば「全般的な官僚制化」(die universelle Bürokratisierung) の時代である (ebd., S.461f. 同上三六〇ページ)。

\* それは、すでに別稿に記したように、ウエーバーによれば、列強に重包囲された中欧国家における強力な常備軍設置の必要の然らしむるところであった。逆に、ヨーロッパ大陸諸国と比べて相対的に安全な島国イギリスにおいては、大規模な常備軍を置く必要がさほどなかつたため、最近にいたるまで官僚制は未発達なままであつた(拙稿「ウエーバーの君主制論」本文第一七二号一二ページ以下)。オットー・ヒンツェもその点に着目して、「一七世紀中葉におけるヨーロッパ大陸におけるブルボン家とハプスブルク家の覇権争奪戦いらり——そいへロイセンのホーエンツォルン家が割つて入る——、Militarismus と Absolutismus とが大陸諸国家の特徴となつたとすれば militia u self-government とが島国イギリスの特徴となつた、そしてそれにもとない王権の性格も、大陸諸国に比し、イギリスでは絶対主義的性格が相対的に僅少で、「君臨すれども統治せざ」の原則への移行が比較的に容易であつたと述べてゐる (O.Hintze, Gesammelte Abhandlungen, Bd. 1, Staat u. Verfassung, 3. Aufl., Göttingen 1970, S.69.)。ヒンツェはイギリスは絶対王制の推転形態たる「立憲制的君主制」(前掲拙稿)三一ページ以下参照)を

本格的に経験しなかつたのではないかと指摘していく (a.a.O., S.362ff.)。

\*\* ドイツが官僚制国家の典型となつたとのマイナス面は、もちろんウェーバーの強く意識するところであつた。といつよりも、とくにビスマルク退陣後にドイツの内外政治を官僚が牛耳るにいたつたその否定的影響が第一次大戦期に極点に達し、そした官僚政治によつてはもはやドイツの戦争指導も戦後再建も不可能だといつ危機意識が、ウェーバーをして「指導者民主制」論を展開させた直接の契機となる。だがその文脈の問題は、かれのドイツ内政改革論の展開を対象とする別稿で扱い、「ノハ」では立ち入らない」ととする。

(b) 「政治」と「行政」

しかしながら、「日々の行政」において官僚制の果たす役割がどれほど決定的であるにせよ、「政治」(Politik)は「行政」(Verwaltung)に還元されるものではない (ebd., S.465f. 同上三六四ページ以下)。

「行政」は、ウェーバーの定義によれば、近代の法治国家においては、「团体秩序によつて定められた」( durch Verbandsordnungen vorgesehene)「利益」(Interessen)を、「法規則の枠内」で、また「一般的に擧示しうる諸原則」に従つて、「合理的に維持増進する」(die rationale Pflege)である (WuG, 5. Aufl., S.125. 世良訳「支配の諸類型」一三八ページ)。

ノハにたいして「政治」は、やはりウェーバーの定義によれば、広義においてはおよそありとあらゆる「团体」(Verband)の「自主的指導行為」(selbständige leitende Tätigkeit)を指し、狭義かつ勝義においては、「政治団体」なかんづく「国家」を「指導」し、もしくは「その指導に影響を与えるべしゆる行為」である (『政治』MWG I/17, S.157. 『政治論集』五五五ページ)。むろん政治の世界においては「権力」なくして「指導」なしの準則が端的に妥当するから (拙稿「ウェーバーの國家」「トランシタルム論」『民主主義』イデオロギー批判) 本誌第一七一号五六ページ)、ウェーバーはまた『職業としての政治』において「政治」をひめのように定義した。「政治とは・・・権力に關与し、権力の配

分関係に影響を及ぼそうとする努力である。」(Ebd., S.159. 同上五五六ページ)  
 つまり「政治」はすぐれて「自主的」な「指導」行為であり、その「指導」をみずから全面的に引き受け、あるいはその「指導」に影響を及ぼそうとする「権力」闘争である。

もちろん「政治」にたずさわる者は、法治国家においては、「法」あるいは「制定規則」という「非人格的な秩序」に服し、その枠内で行動する (WuG, a.a.O. 『支配の諸類型』一四ページ)。しかしながら、かれ（もしくは彼女）は、「政治団体」なかんづく「國家」の有効な「指導」を行なうために、その「制定規則」そのものの改変にも手を染めることができる。もちろん、法治国家においては、その改変にあたっては、これまであらかじめ定められた改変の手続に従うことが要請される。だが、かれ（もしくは彼女）は、原則としてその手続に従いさえすれば、「行政」にたずさわる者が「法規則の枠内」で「一般的に挙示しうる諸原則」に従つて「維持増進」すべき当の「利益」の内容と方向とを、さらにいえば、その「利益」の内容と方向とをあらかじめ指示し定める「団体秩序」そのものを、改変することができる。でなければ、かれ（もしくは彼女）の行為は「自主的」な「指導」行為とはいえないだろう。要するに「政治」にたずさわる者は、「国益」を増進するために「国策」を策定し、変更し、その策定・変更された「国策」を国民の可能なかぎり自発的な協力を調達しつつ実現すべく、「自主的」な「指導」行為に従事するのである。そのさい、かれ（もしくは彼女）は激しい権力闘争、党派闘争をいとわない。

(c) 「政治家」と「官僚」 この「政治」と「行政」との違いを、ウエーバーは、「新秩序ドイツの議会と政府」および「職業としての政治」において、とりわけ「政治家」と「官僚」というそれぞれの担当者の機能、なかんづくそれぞれの「責任の取り方」の相違という形で、浮き彫りにして見せた (vgl. MWG I/15, S.466ff. u. MWG I/17, S.189f. 『政治論集』三六四ページ以下、五七四ページ以下を参照)。

ウェーバーによれば、「官僚」(「官吏」*der Beamte*)は、その理念型からすれば、「官吏」(die Behörde)であろうと「(公認の) 団体」(die Körperschaft)やあるいは「(人民の) 集会」(die Versammlung)であるうと、要するにかれらの「上位に置かれた機関」(die vorgesetzte Stelle)、つまり「上司」など、「上位部門」から、「強制的命令」(die imperative Mandat)を受け、その「命令」を、所定の「服務規則」(die Reglement)に従い、所定の管轄と権限との範囲内において、「非党派的に」(unparteiisch)、「怒りも偏見もなへ」(ohne Zorn und Eigennommenheit)、忠実に執行しなければならない。「官僚」は、ヒューバーはつづけていふ、自己の個人的見解と食い違つ命令を受けた場合、異議を申立てることができると、また申立てるべきだが、上司がその命令に固執して譲らない場合には、あたかもそれが自己本来の信念と合致するかのうとくにその命令を遂行し、もつて職務にたいする義務の意識を自己の個人的信念の上位に置くべきである。それが「官僚」の「義務」であるばかりか、「名誉」(seine Ehre)であると。むろんこの厳正な義務觀と名誉觀とに立脚して公務に従事する官僚にたいしては、地位、俸給、昇進のチャンス、身分保障、年金、社会的栄誉の多方面にわたつて、それにふさわしい待遇が保障されなければならない。そうしたことに反撥する青臭い民主主義的潮流は、ウェーバーからすればおよそ論外であった(Wug, 5. Aufl., S.565, 576, 578 u.568. 世良訳『支配の社会学』九九、一三六、一一八、一〇九ページ)。なお拙稿「ウェーバーの国家=『アンシヨタルト』譜と『民主主義』イデオロギー批判」本誌第一七一号七六ページ以下を参照)。

これにたいして「政治家」は、近代立憲制のもとでは、ウェーバーによれば、やはり「ヘル」たる「君主」ないし「平民」(國民)によつて然るべき地位に就けられ、「ヘル」から所定の「指示」(イマジネーション)を与えられるとはいへ、その「指示」に従つか否かは、よりよりのところ本人の判断一つである。ただし「指示」の拒否は「政治家」としては直ちに「辞職」を意味する。「政治家」は、自己の固有の信念と判断とにとげやみずからの責任において、

良かれと思う国策を提言し、場合によつては激しい権力闘争をつうじて、だが可能な限りの多数派工作を図ることによって、その提言の実現に努める。その提言と活動とが「ヘル」たる「君主」もしくは「国民」に容れられなければ、かれ（もしくは彼女）は野に下るだけである。これが「国政の指導」にあたる者の「固有の責任」の取り方であり、その者の名誉にふさわしい振舞いである。それゆえウェーバーは総括して述べている。「官僚」は「超党派」の態度を持つべきであり、「自己」の権力のための闘争の圈外に身を置くべきだが、「政治家」に固有の「エレメント」は「党派制」と「闘争」と「激情」、つまり「怒りと偏見」(Zorn und Eingenommenheit)である、だから「政治家」と「官僚」とは理念的には「全く正反対」の精神、「正反対」の「責任の原則」と「名誉観念」とに従つて、職務を遂行するのである、と。

### ③ 君主と議会

こうして本来の意味での「国政の指導」は「政治家」の手にゆだねられ、またゆだねられなくてはならないが、ウェーバーがその中で「指導者民主制」論のコンセプトを基本的に作り上げたドイツの君主政体の枠組のもとでは、「すべてを包み込む官僚制」に対抗し、「官僚層をコントロールする」とともに国政全体の「方向を指示する」(richtungsweisend) 役割を果たす「政治家」を供給する「国家諸機関」<sup>インスタンス</sup>は、「君主」と「議会」とである〔議会と政府〕 MWG I/15, S.469. 〔政治論集〕二六七ページ)。

だが、ウェーバーの見るところ、「君主」そのものは、現代の立憲制国家の条件のもとでは、原則として「政治家」たりえない。<sup>\*</sup>なぜなら「政治家」に固有の「エレメント」は「党派性」と「闘争」と「激情」だが、「君主」は国政上「官僚」とはまた違つた意味でそれらのものから超然としていることを要請されるからである。ウェーバーによれば、「君主」が「王冠」を得たのは「政党間の闘争の結果」としてではない。「君主の国家的地位」は「君主」が

「容赦のない闘争から身をへだててゐる」ことを命ずる。それが「君主」の特権であると同時に義務である(a.a.O., S.471. 「政治論集」三六九ページ)。

\* 例外として、ウェーバーはイギリスのエドワード七世やベルギーのレオポルド一世の例をよく引き合ひに出すが(ebd. S.472. 同上三七〇ページ。WuG. 5. Aufl. S.681. 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ以下、その他)、「いには立ち入らな」。

そして「君主」が常日頃そうした「権力闘争」や「党派闘争」から超然としていればいいぞ——とウェーバーは強調する——、「君主」は、政治諸勢力や政党間の対立で国政が手詰り情況に陥ったとき、調停者としての一定の役割を演ずる」とができるのであり(ebd., S.528. 同上四一〇ページ)、やるに決定的には、国家非常のさいに国運打開のために「その人格を投入する」可能性を持つことができるるのである(ebd., S.509. 同上四〇五ページ)。この点は、「君主」の「政権調整機能」および「国家非常にやさしいしてのリザーヴの権力としての機能」の問題として、別稿「ウェーバーの君主制論」においてすでに見たとおりである(本誌第一七二号一九ページ以下)。

だが「君主」の「政権調整機能」といふ、「国家非常にやさしくしてのリザーヴの権力としての機能」といふ、「君主」の政治的機能は、国家元首たる地位の「終局的独占」による「成り上がり者のカエサル的支配の排除」というその最大の機能とともに、「本質的には消極的機能」である(WuG. 5. Aufl. S.680f. 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ、前掲拙稿一八ページ参照)。だが、それは「国益」の増進、「国家の Regierbarkeit」の維持の觀点からは極めて重要な、そして当該の国「歴史的地政学的条件」によつて規定された、機能ではある。しかも、こうした「消極的機能」が積極的な意味を持つのは、大なり小なり国家の不幸にやさしくしてである。あくまでもそんな不幸を招かず、「君主」の出番の余地を皆無にすることだが、「国政指導者」たる者の——最大のというべきか、最低限のというべきか——任務といわなくてはな

らない。その任務を心得た「国政指導者」をどこで鍛えるか。その鍛錬場となるべきものとしてウェーバーの期待したもの」こそが、「議会」であった。「新秩序ドイツの議会と政府」でかれは述べている。

「あらゆる政治の本質は……、闘争であり、同志と自発的追随者とを獲得する活動である。官憲国家の官職コースはこの困難な技術を訓練すべきおよそいかなる機会をも提供するものではない」「なぜなら、そこは理念型的にはまさに非党派性の修練場だから」。……ビスマルクにとっては、周知のとおり、フランクフルト連邦議会が「かれの政治家としての」鍛錬の場であった。……現代の政治家にとっては議会での闘争が、政党にとっては国のなかでの闘争が、与えられた闘技場 (die gegebene Palästra) である。「この闘技場は他の何ものによつても——なかなかく【官僚の】昇進のための競争によつては絶対に——置き換えがたい価値をもつ。」(MWG I/15, S.482f. 『政治論集』三七九ページ以下)

#### ④ 「政治指導者選抜の場」としての「活動的議会」

##### (a) 権力と権威とのある議会

だが議会がそうした「闘技場」となりうるためには、議会はそれにふさわしい権力と権威とを備えていなければならない。でなければ、そもそもその「闘技場」に第一級の人材が集まらないだろう。ウェーバーはヴィルヘルム二世治下のドイツでクルップやシュティングネスなど「天賦の指導者的資質の持ち主たち」\*が工業界や銀行界に流れてしまつて政界に入ろうとはしない現状にしばしば言及しているが、その理由は、かれ自身の説明によれば、「議会の無力 (Machlosigkeit) 及びそれに関連する大臣の地位の純官僚的性格の結果」であつた (ebd., S.481. 同上)[1]七八ページ)。人が議会に選出されたとしても、その活動がせいぜい「二、三の予算項目を選挙人の利益に合へよ、變更する」とだとか、「乾分ども」に (einigen Protegés) 「一、三の小扶持の口を見つけてやる」 (ein paar kleine Pründen zu verschaffen) )とでしかない場合に、そんな議会が一体どうして本来の「指導者の資質の持ち主たち」にとって魅力があるうか、というのである (ebd., S.483. 同上)[1]八〇ページ。傍点引用者)。

\* ちなみにウエーバーはかれらの名を挙げるとき、「自分の政治的・社会政策的見解」とれ以上はありえぬほど極端に対立した見解の持ち主」の場合を引き合いに出すのだが、と断つている。念のために。

（二）で議会が「指導者的資質の持ち主たち」を魅きつけたる「闘技場」となるためには、議会は以下の原則を備えた国家機関でなくてはならぬ、とウエーバーは言う（*ebd.*, S.473. 同上[二七一ページ以下]）。（一）「行政指導者がほかならぬ議会内部から選び出されなければならない」という原則（本来の意味での『議会制システム』（“parlamentarisches System” im eigentlichen Sinn））。（二）「やややないまでも少なくとも（oder doch）、行政指導者がその職に留まるためには、議会多数派の明示的に表明された信任か、もしくは少なくとも（oder wenigsten）不信決議の回避を必要とする」という原則（指導者の議会による選別淘汰（*parlamentarische Auslese der Führer*））。（三）「それゆえ行政指導者が議会もしくは議会委員会の審問にたいして余すところなく陳述し答弁する」という原則（指導者の議会制的責任（*parlamentarische Verantwortlichkeit der Führer*））。（四）「そして行政指導者が議会の承認した方針に従つて行政を指導しなければならない」という原則（議会による行政の監督）（*parlamentarische Verwaltungskontrolle*）。

これらの諸原則は今日「議会制的」民主制の原則といわれるものに合致する。これらの諸原則は、ドイツ人が「立憲制的君主制」（die konstitutionelle Monarchie）と呼ぶところの当時のドイツ第一帝国の憲法体制のもとでは確立されていなかった（拙稿「ウエーバーの君主制論」本誌第一七[1991]三月号以下を参照）。そのことがウエーバーの言うドイツ「議会の無力」（*Machtlosigkeit*）及びそれに関連する大臣の地位の純官僚的性格をもたらす國制上の主因であり、そこでかれは当時のドイツ帝国憲法第九条の改正によってその主因を取り除き、ドイツ帝国を「立憲制的君主

制」から右の諸原則を取り込んだ「議会制的君主制」(die parlamentarische Monarchie)へと改編推進<sup>せよづじゆす</sup>するのだが、その点は次号で見る」とレーナーはすれにしても、右の「議会制的」諸原則が行なわれてドイツ議会が十分な権力と権威とを保障されるなら、「議会」は明らかに政治の頂点に立って国政を指導する「<sup>ノーベルティーナ</sup>政治」(MWG 1/15, S.245。邦訳ウェーバー『ロシア革命論』一五二ページ以下)を志す者の登竜門となり、クルップやシュテインネスらに劣らぬ「天賦の指導者的資質の持ち主たち」を十分魅きつけうるだろう。これがウェーバーの期待した」とであつた。

### (b) 政黨の役割とその二類型

だが「議会制的」民主制の諸原則が一応憲法制度の上で確立し、容れ物が形式的に整えられたとしても、容れ物の中味が良くなければ何の意味もない。

その容れ物の中味を決めるものが「政黨」である。「議会の機能は政黨のヴァオランタリスティックな介入なしには説明がつかない。というのは、政治的に受動的な市民にたいして候補者と政綱とを呈示し、議会内の妥協や投票によって行政のための規範を作り、当の行政を監督し、自己の信任によつて行政を支持し、選挙で多数を得得する」とに成功した暁には、向後の信任を拒否することによつて行政を転覆する、といった活動を行なうのは政黨だからである。(WuG, 5.Aufl., S.172。世良訳「支配の諸類型」一九五ページ)

ウェーバーによれば、当時の欧米の諸政党は、その立脚する原則によつて、「官職授与権政党」(Patronage-Parteien)と「世界觀政党」("Weltanschauungs"-Parteien)(あるいは「概念政党」Glaubensparteien、「概念政治政党」Gesinnungspolitische Parteien)とに大別される(WuG, a.a.O. S.168f. 同上一八一ページ以下、MWG 1/15, S.457ff. 「議会の政府」『政治論集』三五六ページ以下、MWG 1/17, S.212ff. 「政治」『政治論集』五八七ページ以下)。

前者は、ウェーバーの見方では、アメリカ合衆国の二大政党に典型的に見られるもので、党の「官僚装置」や「微

募装置」で働く「追随者」に国の官職を配分できるよう、党指導者を国家枢要の地位に送り込むことに党の「唯一の目標」を見いだす。そのために、いの型の政党は、有権者の投票獲得に最大の効果があると見られる主張なら何であれ、「内容的には何の定見もなく」(*inhaltlich gesinnungslos*)、他党と競争しながら、自<sup>己</sup>の政綱に取り入れるのである (MWG I/15, S.457. 『政治論集』二二五六七八、二二五下)。

後者は、ドイツに典型的に見られるものであり、その主觀に即していえば (『職業としての政治』には「少なくとも主觀的には善意で」 zum mindesten mit subjektiver bona fides) とある、「内容のある政治的理想」(*inhaltliche politische Ideale*) の貫徹を目指すものである (ebd., S.458. 同上二二五七ページ)。その原則が「かなり純粋な形で見られた」のは、「一八七〇年代」のいわゆる「文化闘争」時代の「ドイツ中央党」(当時のドイツ帝国の宗教的少数派であるカトリック政党)と「官僚制化が徹底する以前の社会民主党」とである (ebd. 同上)。昔のドイツの保守党や自由主義政党、「アルノニア民主主義政党」もいの型に属していた、とウエーバーは見ている (WuG, a.a.O., S.168. 前掲『支配の諸類型』一八二二六一ジ)。

\* だからまたドイツのリベラルは、左右を問わず、しばしば「好機を逸した」のである。なぜなら、ビスマルクの言うように、「主義主張にこだわるあらゆる政治家につきものの愚行は『好機を逸する』しか能がないこと」だからである (Vgl. MWG I/10, S.263. 邦訳ウエーバー『ロシア革命論』、名古屋大学出版会、一一八ページ)。だから実際にかれらにおいて支配したものはやはりビスマルクの言うように「無力への意志」“der Wille zur Ohnmacht”であった (MWG I/15, S.493. 『政治論集』三九四ペー<sup>シ</sup>ン)。

しかし、ヒューバーは言うのだが、「政党といふものは通常右の二つの原則を同時に併せ持つものである」。ムイツの場合、帝国憲法第九条によって「本来の意味での『議会制システム』」の採用が排除されていたため、「指導

的諸官職の授与権は政党ではない。その代わりに「最も勢力のある諸政党」は、支配的官僚層に圧力を加えて、党員や党支持者たちを少なくとも「非政治的な公的地位」に就かせるのが普通であった。だからドイツでも諸政党は「下位の官職授与権」(*Subalternpatronage*)を行使したのである(MWG I/15, S.458.『政治論集』三五七ページ)。プロイセン邦では、ウエーバー当時、「保守諸政党が官職を独占していた」とし、「保守諸政党によつて邦国の官職から締め出されていた諸政党も、自治体行政や健康保険組合の管理業務の獲得にその埋め合せを見いだしてはいた」(ebd., S.475.同上三七三ページ)。「世界觀政党」たる中央党も、「司教政治機構」はもとよりの」と、「多くの帝国官庁」の人員配置にさいして影響力を行使し(ebd.同上)、「文化闘争」の消耗戦を耐え抜いたあとでは、「正真正銘の官職授与権政党に変質した」(WuG, a.a.O.『支配の諸類型』前掲)。

(c) ドイツの政党政治の難問 ウエーバーの政治への基礎視点からして、「政治的無定見」(*Gesinnungslosigkeit*)と純然たる「信念政治」(*Gesinnungspolitik*)との両極端が共に排除されるべきであったことはいうまでもない。しかしながらウエーバーから見て当時のドイツの政党政治の由々しい問題は、一九一二年いらむ帝国議会第一党と第二党との地位を占めるドイツ社会民主党とドイツ中央党とが「世界觀政党」なし「信念政党」の伝統を引きずつてゐること、しかも——現実政治においてきわめて重要なことだが——そこに党利党略を見いだしてはいることにあつた(ちなみにドイツ社会民主党は一九五九年のゴーデスベルク大会でようやく「世界觀政党」から脱皮する)。

「新秩序ドイツの議会と政府」でウエーバーは述べている。「議会制的統治が可能なのは、議会最大の諸政党がその原則からして国政の責任ある指導をとにかく引き受けれる用意のある場合に限られる」、だが「それこそこれまでのわが国に存在しなかつた」条件であり、ドイツ政治の「議会主義化」にとつて最大の「難関」となるものである(MWG I/15, S.503.『政治論集』四〇〇ページ)。

「なかんづく最大の政党たる社会民主党は、受難時代から引きずつてゐる似而非革命的しきたり（・・・）と、加うるに「社会主義の到来は、いづれ経済的に必然だなど」という」一種の進化主義的「だからまた待機主義的」理論とが災いして、たとい条件つきであるにせよ、連立政権への参加（・・・）をおよそ政治的日程にのぼせたことがない。」「だが、ありていに言つて、過去から今日現在にいたるまでのかれらの行動をもつと根底的に規定しているものは、そんな理論上の気遣い、「似而非革命的」伝統と「進化主義的」正統信仰との小心翼々たる護持よりも、むしろ次の心配である。資本主義の社会と経済とは近いうちに終りそうもない、いかなる政府もその存立条件に拘束されることは必至であるから、そんな「資本的」政府に加われば、わが党の階級的同志の信頼をそこない、かれらの支持を失うのであるまいか、と。だからこそ何十年この方、同党的指導者たちは、ブルジョア的国家機構の運営とかかわって手を汚すことを避けるため、自党を「種の政治的ゲットー内に閉じ込めてきたのであつた。」(Ebd., S.503f. 同上。)【】内および強調は引用者)

それゆえ「わが国将来の根本問題は」、とウエーバーは強調する、「同党的態度が将来いかに形成されるか、同党内で国家権力を引き受けたるという権力への意志 (der Wille zur Macht im Staate) が勝ちを占めるか、それとも、階級的同志の非政治的な同胞倫理と戦後至るところで著しく勢いを増す」との確実なサンディカリズムとが同党を支配するか、ということである。(Ebd., S.504. 同上)

なるほどドイツ社会民主党は、第一次大戦末期から、やむをえず「ゲットー」から抜け出して間々政権に加わることを余儀なくされたが、国家における断固たる「権力への意志」とそれに伴う厳しい責任意識とを欠き、もはや不可能なはずの「ゲットー」への本家帰りに、しばしば未練を残したのであつた。これはワイマル共和国の悲劇の重要な一因をなす。

それではウエーバーは中央党をどう見ていたか。

「ドイツ第二の大政党たる中央党もまた、社会民主党とは若干異なる理由から、これまで議会主義にたいして懷疑的な態度をとつてきた。……中央党は生まれついての少数政党であつたから、議会制的統治となつた場合、どの議会の少数派に追いやられることに変わりがないこと、しかもその結果、「従来の」同黨の権力的地位と、同党が現在「非議会制的官憲国家のもとで官僚との非公式な繋がりやマイナーな取引を利用して」同党支持者に提供している利益とが、危険にさらされることを恐れたのであつた。」「同党支持者たちが私腹を肥すことができたのは、ほかならぬキヤスティング・ポートを握っているという同党の現在の議会内の地位のおかげ」だが、「同党の【官職】授与権利害関係者たち」は「議会主義化」によつて「そのチャンス」を失つことを恐れたのである（ebd. 同上四〇一ページ）。

このドイツ帝国議会第一・第二党にたいする同様の指摘は、一層簡約された形で『職業としての政治』の中にも見いだされる。しかもそこでは、両党の態度がドイツにおける議会制システムの成立を「不可能にした」という、「新秩序ドイツの議会と政府」では明言されなかつた厳しい診断が下される。

「中央党と社会民主党とはどちらも生まれながらの少数政党、しかもそれぞれ思惑があつての少数政党であつた。帝国の中央党幹部は、われわれは議会主義に反対する、議会主義になればわれわれは少数党になり、これまでのようく政府に圧力をかけて獨官者に職を斡旋してやることも難しくなるからだと公言してはばからなかつた。社会民主党は既存の政治的ブルジョア的秩序で身を汚したくないとの理由で原理的な少数党であり、議会主義化を妨げてきた。この二つの政党が議会制システムに背を向けていたという事実がドイツにおける議会制システムを不可能にしたのである。」（MWG I/17, S.219f. 『政治論集』五九二ページ。強調は引用者）

(d) 「ツンフト」型政党か「追随者団体」型政党か　他方、ウエーバーの見るところでは、政党が「国家におけ

る権力への意志」に燃えた政党、つまり政権担当を目指す政権担当能力のある政党か、それとも、その「信念」(Glauben, Gesinnung) やおよび現実的な「思惑」(Absicht) (=党利党略) からして「原理的な少数政党」、つまり万年、野党によるべき政党かとなる、上記の相違と密接に関連して、政党が「ツンフト」型に組織された政党 (nach Art von "Zünften" organisierte Parteien) か、それとも少数の「リーダー」に「全權」をゆだね、「リーダー」が成功を収める限り」全党員が「盲目的に『リーダー』に服従する」、「追随者団体」型政党 (nach Art von "Gefolgschften" organisierte Parteien) か、そして、そのいずれの組織原理をもつ (諸) 政党が当該の国の政党政治において優勢を占めるかとするところが、その国の実効的な議会制システムの確立にとって枢要の問題となる (『議会と政府』 MWG I/15, S.483, 492 u.494. 『政治論集』三八〇、三八九、三九一ページ。『政治』 MWG I/17, S.220ff. u.223f. 同上[五九一]ページ以下、五九四ページ以下)。

ウェーバーの再三強調するところによれば、政治は「少数の法則」に従うものである。なぜなら——本誌前号にすでに見たように (同八ページ) ——、「実り豊かな政治は何といつても頭脳によつてなされる」ものだが、「責任ある政治的決定が下されるにさいして、その決定に加わる者の数が少なければ少ないほど」、だからまた「誰がいかなる決定を下したか、その責任の帰属が当事者各人にとつてもかれらの指導下に立つすべての者にとつても一義的に明白であればあるほど」、「冷静明晰な頭脳の活躍の場はそれだけ大きくなる」からである。しかもいの「責任の帰属」の明確性は、当の政治的リーダーシップにたいする問責批判をそれだけ容易にし、指導者交替の必要と根拠、機会をこれまで明確にするだろう。

そしてこの「少数の法則」は、「政治が規則の制定・命令・文武の官僚による任務の遂行といったルーティンワークに頼るだけでは政策目標を達成できない」「大政治」(große Politik) において、よくに妥当する (ロシアの外見的

民主主義への移行」 MWG I/15, S.245. 邦訳『ロシア革命論』 | 五一|ページ以下)。

議会内の政党が「大政治」とは無関係な不ガティヴで消極的な政治、つまり以前の社会民主党のルーティンワークとしたような「似而非革命的」な「反国家的ないし非国家的政治」(eine staatsfeindliche oder staatsfremde Politik)、あるいは中央党——それにはドイツ帝国議会の「無力」な情況のもとでは保守諸政党やブルジョア諸政党も——の得意としたマイナーな「官職授与権」行使の政治 (die kleine, subalterne Patronage)、だからまた当時のドイツ流の「利益分配政治」、「利益政治」(の一形態)を行なう場合には (MWG I/15, S.475. 『政治論集』三七三ページ)、政党は、そのルーティンワークの演出組織化を党官僚に任せることで、利益の配分割り当てを党名望家の間の調整にゆだねるにせよ、要するに、特定の觀念的・物的諸財の供給及びその対価たる觀念的・物的利益の享有を同業者仲間に排他的に割当配分し、その割当配分にあずかる仲間資格をはじめ、仲間内での営業方法・朋輩の序列関係を、当該営業の仲間団体全体による排他的独占をむねとして事細かく規制する、「ソシアル」類似の団体であっても一向に差し支えない、また実際、往往そうした団体に成りがちである(「ソシアル」の社会学的な原理的定義に関しては、vgl. WuG, 5. Aufl., S.203. 邦訳中央公論社版『世界の名著』50『ウェーバー』五三六ページ参照)。

その点は、ウェーバーのあざかり知らぬ事例とはいえ、第一次大戦後、アメリカに軍事・安全保障・外交の枢要事項を握られることによって「大政治」の可能性を奪われ、一方では官僚と企業・圧力団体との間を、他方では官僚と有権者大衆との間を取り持ちながら、基本的には利益配分・利益誘導・利益還元の「利益政治」に従事するわが国の政権政党にも当てはまるだろう。

だが、わが国の事例はともかく、そうした「ソシアル」型の政党では、「変わりだねの出る幕はな」(『政治』 MWG I/17, S.220f. 『政治論集』五九二ページ以下)、つまり、生来の政治的天分をもち第一級の「指導者的資質」をもつた政

治家の擡頭の余地はない（「議会と政府」*ebd.*, S.483. 同上)[八〇ページ]。

カユーバーは述べてゐる。「ドイツのすべての政党は……名望家ギルドへの発展の道をたどつてゐた。」（『政治』*Ebd.*, S.221. 同上五九)[ページ]「ドイツの議会諸政党は昔も今もギルドである。帝国議会本会議で行なわれる演説はすぐ以前に党内で隅から隅まで点検を受ける。そのことは演説がひどく退屈なことからも分かる。」（『政治』*Ebd.*, S.222. 同上）「わたしは、こゝへかの政党内部で指導者的資質をもつた有能な若手が、年配で党にも功劳のある地方の名士たちや党の领袖たちによつてあつさり押しつけられた事例を、少なからず知つてゐる。これはツンフトながらの情況である。」（「議会と政府」*Ebd.*, S.483. 同上)[八〇ページ]

だが、政党が——イギリス議会におけるように、カユーバーは見ている——「大政治」を志向し、「国家における権力と責任」(*Macht und Verantwortung im Staat*)とを引受けようとする場合、またそのいふを政治システム（「議会制」システム）の上からも政治風土の上からも否応なく「強制」される場合には、政党内でのこうしたぬるま湯的情況、「ツンフト的本能の支配」は許されるものではな（*ebd.*, S.483, 503. 同上三八〇、三九九ページ）。

なぜなら、まず第一に、本来の政治はつねに「少数の原則」に従い、「少数の指導的グループのみの能く成しうる卓抜な政治の舵取」(die überlegene politische Manövriertfähigkeit *kleiner Führender Gruppen*) が「政治的行為を支配する」ものだが(*ebd.*, S.483. 同上三八〇[ページ]以下)、政党もまたの「少数の原則」に従い、「指導者」の天分ある者を「党的の信任者」として党のトップに据え、かれらに重要事項に関して「限定されない全権」を与えて全党員がその指示に従う「追随者団体」方式を組織原理としなければ、「高度に政治的な目的」を実現できないからであり(*ebd.*, S.492. 同上三八九ページ)、第一に、一般党員や党支持者たる、自党が「大政治」をめぐつて政権の座を争う情況にあるかぎり、勝敗はすなわち「由」を党に結び付けるあらゆる利益」の得喪にかかわり、それはまた党全体がその

利用しうるかぎりの指導的人材を頂点に据えて指導者に自発的に服従するかどうかにかかっている」とを、本能的に理解するだろうからである（*ebd.*, S.483. 同上三八〇ページ。Vgl. auch MWG I/17, S.204. 同上五八三ページ）。

そして、この「ジンフト」型政党から「追随者団体」型政党への政党の組織原理の転換は、それ自体「指導者選抜のカエサル主義的転換」の一環をなすものだが、ウェーバーは政党組織原理のこの「カエサル主義的特徴」（*dieser „caesaristische“ Einschlag*）こそが、大衆政治の時代に、政党の「権力」にともなう「責任」の帰属を明確にさせ、だからまた批判者の側からの有効な問責を可能ならしめるものである」とを強調する。「新秩序ドイツの議会と政府」でかれは続けて述べている（*ebd.* S.483f. 同上三八一ページ）。

「」の『カエサル主義的』特徴だけが、多人数の者が運営を執り仕切る会議体にあつては雲散霧消してしまふ「強調は引用者」公共にたいする責任〔強調原文〕をば、特定の数人に帰属せらるゝとをも保障するのである。その「」とは、まさに本来の民主制において明らかになる。「アメリカにおいて、大統領の任命する裁判官は国民選出の裁判官よりも能力の点でも廉潔さの点でもはるかにすぐれていた。理由は、裁判官を任命する指導者〔大統領〕が裁判官の素質にたいしてつねに責任をもつ地位にあつたこと、それゆえまた」の点で指導者が大きな失敗を犯したなら、その指導者を擁する与党はあとになつて「次期大統領選における敗北ないし苦戦」という形で「その失敗を痛感しなければならなかつたこと、これである。」

#### (e) 利益政治にたいするウェーバーの態度

ところで、「」の政党のあり方の問題と関連して、ウェーバーが「利益政治」をどう考へていたかを見ておくのも無駄ではないだろう。マキヤヴエリやフイヒテと同様、政治の世界において、人は「人間の善性と完全性とを前提」でかかる権利はない」と考へていたウェーバーは（『政治』 MWG I/17, S.238. 『政治論集』六〇二ページ。強調は引用者）、結局のところ「利益政治」を「」の世から根絶する」となんでもや

ない相談だと見なしていた。「利益政治」への志向は、かれにとつては「いぢ」においても同様の、人間的な、あまりにも人間的な関心」であった（〔議会と政府〕 MWG I/15, S.485. 同上三八三ページ）。だからこそまたかれは、大小の「官職授与権政党」たることをもつて——「官職授与権」の行使は当時のドイツの「利益政治」の一形態である——あらゆる政党の本質的属性の一つとしたのである。

であるかぎり、「利益政治」は、政党政治に——いや、人間の本性に変わりがないかぎり、官憲政治であろうと何政治であろうと、いかなる政治にも——つきものである（「ドイツ将来の国家形態」 MWG I/16, S.128. 同上五一八ページ）。それを道学者流に非難しても始まらないし、大体、道学者流はウェーバーの最も軽蔑するところである。

そこでウェーバーにとっての問題は、第一に、この「あまりにも人間的な関心」の作動にたいして多少とも明確な責任を負わせることであり（ebd., S.475. 同上三七三ページ）、第二に、この「あまりにも人間的な関心が働く」とによつて、指導者の資質に恵まれた人物の選抜が少なくとも完全に妨げられる」とのないように」する、ということであつた（ebd., S.485. 同上三八三ページ）。

ところが、かれの見るところでは、「ネガティヴな政治」とかかわり、限定された特殊な業界利益の確保に汲々とする「ツンフト」型政党の場合には、「利益政治」は行政官僚や政権政党との「非公式」な裏取引といった政治の「舞台裏」で（ hinter den Kulissen）行なわれ、だからまたそれにたいする衆人の監視も効かず、その結果にたいする明確な責任を問われることもない（え、その名に値する「国政指導者」の輩出を許さない（ebd., S.475. 同上三七三ページ）。まことに「非公式の官職授与権システムは、無責任なるがゆえに、議会制的官職授与権システム一般の最悪の形式であり、政治的には凡庸の輩が幅をきかす」とを許す形式である、云々（ebd., S.505. 同上四〇一ページ以下）。これにたいして「大政治」を目指す「追随者団体」型政党の場合には、如上の関係が逆転しうるものとウェーバーが

考えていた」とは、繰り返すまでもないだろう。

それゆえ、「ネガティヴな政治」を目指す政党から「大政治」を目指す政党への転換、そしてそれにともなう「シンプル」型政党から「追随者団体」型の政党への転換は、ウエーバーにとつては、せめて「利益政治」の「最悪の形態」からの政党政治の脱却をはかるうえでも、必要なことであった。

(f) 「委員会」活動中心の「活動的議会」による国政指導者の選抜 さて、こうしてようやく政治指導者を鍛えるための舞台装置ができあがった。その舞台は議会だが、議会はまず憲法制度上それにふさわしい権力と権威とを備えていなければならず、上記(a)に挙げた広い意味での「議会制システム」の(一)(二)(三)(四)の四条件、ないしは少なくとも(一)(二)(三)(四)の三条件を備えていなければならない。そしてその議会活動に実質を与える政党が、「国家における権力と責任」とを引き受けて「大政治」を志向する「追随者団体」型政党でなくては、そもそも「指導者」は生まれない。

それでは政党は、さらに、議会のどこでどのようにして政治指導者を鍛えるのか。政党は議会本会議における「スペクタクル演説」をやらせてかれらを鍛えるのか。もちろん「スペクタクル演説」を立派にやつてのけることができるのは、大衆政治の時代の政治指導者にとって極めて重要な資質の一つではある。しかし政治家は、たんなる見てくれだけの政治家、あるいは無責任なデマゴーグになるべきでないとすれば、何よりもまず多面的な政治の実際に習熟しなければならない。

政治は日常的には行政を通じて行なわれる。行政は官僚の独壇場である。官僚は自己の管轄領域への第三者の容喙を許さない。それは官僚の「権力的な利害関心」の命ずるところであり(「議会と政府」MWG I/15, S.487, 『政治論集』三八五ページ)、またそれ自体としてはかれらの職務への忠誠義務からして当然のことである。政治家は「行政とある

いは提携し、あるいは対峙しつゝ」(ebd., S.490. 同上三八七ページ) 政治の実際を修得しなければならない。

議会の政治家は行政と「提携」するすべ心得ていなければならない。なぜなら議会は何といつても、本来全体として、行政その他の諸機関とともに「一国の運命を共同で指導する」(die Geschicke des Landes mitbestimmend zu leiten) 国家機関だからである (ebd., S.499. 同上三九五ページ。強調は引用者)<sup>\*</sup>。たんなる「ネガティヴな政治」に従事する政党政治家にはありがちな」とだが——とウエーバーは述べている——、かれらはしばしば「あたかも敵対勢力に相対するかのごとくに行政指導者と対立している」けれども、行政担当者のほうは行政担当者のほうや、やはりかれらを「敵対勢力」として取り扱い、かれらに「必要最小限の情報」しか与えようとはしない。そうなると、こうした政治家は、行政担当者たちが軽蔑して言うように、「実際には役立たずのうるさい型、不平屋」(impotenter Nörgler)、「半可通」(Besserwisser) でしかなくなる (ebd., S.473. 同上三七一ページ)。

\* いの mitbestimmend zu leiten あるいは単純に mitbestimmen による言葉は、ウエーバーにおいて極めて重い言葉である。それは、政治の要諦を心得ない「半可通」の民主派にありがちな「議会絶対主義」なし「議会至上主義」を拒否するものである。

他方では、議会の政治家は行政と「対決」しなければならない。そして「対決」して行政担当者たる官僚から必要な情報を引きだし、行政を監視監督しなければならない。そのことは、そもそも「議会制システム」のもとで活動する議会政治家の基本的な責務の一つである。だが官僚は、当然のことながら、「職務権限」を楯に、正統な権限のない第三者にたいして、行政にかかる専門的知識」および「職務上の知識」——これはつまりまでもなく「官僚の権力的地位」の二大存立根拠である (ebd., S.488. 同上三八五ページ) ——を公開する」とはない。この官僚の強

いガードを突き崩すものとしてウエーバーが強調したものが、議会代表に認められるべき——それは議会の右の責務が正統化する——「アバランチ・レバーハン」であった。議会代表は、被審問者の厳しい宣誓義務とともに「調査権」の行使によって当該の行政責任者から必要な行政上の情報を引きだし、行政にたいする議会代表としてのみずからの責務を果たすと同時に、政治の実際を修得するのである (ebd. S.489. 同上三八六ページ)。

この「調査権」行使の場はもちろん議会本会議ではなく、各案件ごとの専門的な議会諸委員会であり、そしてその委員会こそが、ウエーバーの期待した政治指導者の鍛錬場であった。かれは「議会制システム」の母国イギリスの議会政治の慣行を念頭に置きながら述べている。「政治家の政治的訓練は、むろん議会本会議における見てくれのいいきらびやかな演説によつて行なわれるものではない。それはかれらが議員生活を重ねる中で、不斷の激しい活動を通じてのみ、達成されるのである。名の通つたイギリスの議会指導者たちは、かならず何らかの委員会活動の訓練を受け、そしてそれを皮切りに、しばしば全行政部門を一巡して行政の手ほどきを受けたのち、はじめて議会指導者としてのその地位を獲得したのである。イギリスでは、政治家は、強力で活動的な議会諸委員会の中で行政の実際とかかわり、そこで自己の力量を証明しなければならないが、こうした緊張した活動による訓練だけが、議会という会議体を、たんなるデマゴーグではなく、国政に実質的な貢献をする政治家を選び分け淘汰する場とするのである。そうした選択の場として、イギリス議会は・・・今日まで他国の追随を許さない。」(ebd. S.491. 同上三八八ページ)

そしてこの議会諸委員会の実質的な討論が官僚を監督すると同時に、日刊新聞等のメディアを通じて国民を政治的に教育するのである。国民の「政治的成熟度」というものは不信任投票とか大臣弾劾とかいったフランス・イタリア式の無組織な議会主義に見られる大芝居によつて示されるものではなく、国民が官僚層によつてみずからの案件

を処理される仕方に通じており、不斷にそれを監視し、それに影響を与えるといふに示せられる」のである(ebd., S.489. 同上三八六ページ)。

ノーベル賞受賞者ウエーバーは結論づける。「調査権によつて保障された議会諸委員会が、行政とあるいは提携しあるいは対峙しつゝ、行政にたいし不斷の監督と協力を行なう情況」が生まれて、「國家機関としての議会の積極的な成果」もあるし、「議会が政治指導者の選抜の場」とも成りうるのである(ebd., S.490. 同上三八七ページ)。しかし、その意味での「おしゃべりする議会」(ein redendes Parlament)ではなく「活動的な議会」(ein arbeitendes Parlament)だけが(ebd., S.486. 同上三八二ページ)、行政その他の諸機関とともに「一国の運命を共同で指導する」(die Geschickte des Landes mitbestimmend zu leiten) 国家機関となり、国家の統治可能性を保障するのである、と(ebd., S.499. 同上三九五ページ)。強調は引用者)。